

屋外広告業変更・廃業等届の必要書類一覧等

1 変更届に必要な書類

(1) 共通して必要な書類

変更届（様式第 15 号の 4）及び屋外広告業登録証の原本

(2) 変更届の場合に添付が必要な書類

法定代理人、業務主任者及び役員の変更において必要な略歴書及び住民票は、新たにこれらに該当することとなった者に関するもののみ添付してください。

変更事項		必要な書類
個人登録の場合	ア 商号・氏名・名称、所在地	住民票（妙本）
	イ 営業所の名称、所在地	—
	ウ 法定代理人の氏名・住所	①誓約書（様式第 14 号） ※申請者が誓約 ②法定代理人の住民票（妙本） ③法定代理人の略歴書（様式第 15 号）
	エ 業務主任者の氏名、所属営業所	①業務主任者の住民票（妙本） ②業務主任者の略歴書（様式第 15 号の 2） ③業務主任者の資格を証する書面 注 1
法人登録の場合	ア 商号・名称、所在地、代表者の氏名	登記事項証明書 注 2
	イ 営業所の名称、所在地	登記事項証明書 注 2 ※営業所住所が登記されている場合に限る
	ウ 役員の氏名	①登記事項証明書 注 2 ②誓約書（様式第 14 号） ※申請者が誓約 ③役員の住民票（妙本） ④役員の略歴書（様式第 15 号）
	エ 業務主任者の氏名、所属営業所	①業務主任者の住民票（妙本） ②業務主任者の略歴書（様式第 15 号の 2） ③業務主任者の資格を証する書面 注 1

注 1) 登記事項証明書は、変更内容が登記されたものを提出してください。

注 2) 「業務主任者の資格を証する書面」とは、屋外広告士登録証や講習会修了証等の写しに、原本証明をしたもの（原本と相違ない旨及び業務主任者の氏名を記入し、業務主任者の個人印を押印したもの）をいいます。

2 廃業等届に必要な書類

廃業等届（様式第 15 号の 5）及び屋外広告業登録証の原本

3 変更・廃業等届の提出方法等

(1) 提出部数

上記 1 に掲げる書類一式を 1 部提出してください。

(2) 提出方法

郵送により届出される場合、修正等の手間が生じないよう事前審査をお願いしています。あらかじめご相談ください。

(3) その他

変更届及び廃業等届は、変更又は廃業の事実が生じた日から 30 日以内に提出する必要があります。この期限内に変更届を提出できなかった場合には、上記 1 に加えて「変更届提出遅延理由書」の提出をお願いしています。次頁を参考に作成してください。

様式例

遅延理由書を作成された
日を入れます。

平成〇〇年〇月〇日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県知事の氏名を入れます。

個人—住民票の現住所、氏名を入れ、私印を押印
します。

法人—登記事項証明書に記載されている本社所
在地、名称、代表者氏名を入れ、代表者印を押印
します。

申請者 住所 兵庫県神戸市中央区
下山路通5丁目10番1号

氏名 兵庫景観株式会社
代表取締役 兵庫 花子

代表者印

変更届提出遅延理由書

この度、兵庫県屋外広告業登録の変更申請において、平成〇〇年〇
月〇日に（弊社役員、〇〇〇、他、）を変更致しましたが、

『〜〜〜変更届遅延の理由〜〜〜』

により登録事項変更届の提出が、変更が生じた日から30日以内と
いう期限を過ぎての提出となってしまいました。

この度の変更届提出が遅延してしまったことを反省し、今後は延滞
なく申請を行うことを誓います。

※当該変更の日から 30日以内に届け出て下さい。
30日を過ぎてしまったら遅延理由書が必要となります。